平成２３年（フ）第２４６号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅５―21号、前住所栃木県那須塩原市埼玉３番地580
債務者　中田　友子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４８号
栃木県大田原市北野上959番地
債務者　和地　浩
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４９号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目219番地３
債務者　髙谷　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５３号
岡山市南区浦安本町８番地１
債務者　奥出　由美（旧姓河面）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
長崎県壱岐市石田町池田西触435番地
債務者　山川加奈子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月27日午後２時
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第８２９号
神奈川県大和市西鶴間４丁目13番４号
債務者　高木　一政
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３０号
神奈川県大和市西鶴間４丁目13番４号
債務者　高木美登里
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１２号
横浜市神奈川区栄町16番地１　ヨコハマポートサイドアミティ横浜406号
債務者　前田　和生
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１４号
横浜市港南区芹が谷３丁目34番５―403号
債務者　飯島　義明
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４号
栃木県宇都宮市御幸町60番地４　アーバンハイツ御幸101、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町139番地97
債務者　青木まどか
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５４号
栃木県宇都宮市瑞穂１丁目14番地２、前住所栃木県宇都宮市竹下町435番地178
債務者　沖田　勲
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５５号
栃木県宇都宮市石井町3413番地65　コーポ吉沢101
債務者　沖田　幸寿
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６３号
栃木県小山市西城南１丁目２番地５　アボック城南201号
債務者　奈雪すみ子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８１号
静岡県浜松市中区向宿１丁目11番３号　十王マンション202号室、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目11番２号　スプラッシュステージ202号室
債務者　髙橋　秀幸
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
岡山市中区湊315番地　湊市営住宅Ｃ302―６
債務者　武田　友治
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部